

総社市告示第159号

総社市新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給事業実施要綱（令和3年総社市告示第81号）の一部を次のように改正する。

令和3年12月21日

総社市長 片岡 聡 一

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「移動条」という。）に対応する同表の改正後の欄中条及び号の細目の表示に下線が引かれた条及び号の細目（以下「移動後条等」という。）が存在する場合には、当該移動条を当該移動後条等とし、移動後条等に対応する移動条が存在しない場合には、当該移動後条等（以下「追加条等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条の表示及び追加条等を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>（支給対象者）</p> <p>第3条 事業の対象者（以下「支給対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。ただし、既に他の都道府県、市（特別区を含む。）又は福祉事務所を設置する町村から新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金（以下「支援金」という。）の支給を受けている者は、支給対象者としない。</p> <p>（1）次の要件のいずれかに該当する者</p> <p>ア～エ 略</p> <p><u>オ 都道府県社会福祉協議会が実施する緊急小口資金及び総合支援資金の特例貸付（以下「初回貸付等」という。）を受けた者であって、申請日の属する月の前月までに当該初回貸付等の最終借入月（緊急小口資金にあつては、借入月）が到来しているものであること。ただし、現に再貸付を申請又は利用している者を除く。</u></p> <p><u>カ 初回貸付等を受けている者であって、申請日の属する月が当該初回貸付等の最終借入月（緊急小口資金にあつては、借入月）となるものであること。ただし、現に再貸付を申請している者を除く。</u></p> <p>（2）～（4）略</p>	<p>（支給対象者）</p> <p>第3条 事業の対象者（以下「支給対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。ただし、既に他の都道府県、市（特別区を含む。）又は福祉事務所を設置する町村から新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金（以下「支援金」という。）の支給を受けている者は、支給対象者としない。</p> <p>（1）次の<u>再貸付</u>要件のいずれかに該当する者</p> <p>ア～エ 略</p> <p>（2）～（4）略</p>

改正後	改正前
<p>(5) 次の求職活動等要件のいずれかに該当する者</p> <p>ア <u>公共職業安定所又は厚生労働大臣に対する通知により無料職業紹介事業を行う特定地方公共団体若しくは地方公共団体の委託を受けて無料の職業紹介を行う職業紹介事業者</u>（以下「<u>公共職業安定所等</u>」という。）に求職の申込みをするとともに、常用就職を目指し、次に掲げる求職活動を行う者であること。</p> <p>(ア) 略</p> <p>(イ) <u>公共職業安定所等</u>の職業相談等を、1月に2回以上受けること。</p> <p>(ウ) 略</p> <p>イ 略</p> <p>(6)及び(7) 略</p> <p>(8) 偽りその他不正な手段により再貸付又は初回貸付等の申請を行っていない者</p> <p>（申請及び支給の方式）</p> <p>第8条 申請者は、自立支援金申請書に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 再貸付又は初回貸付等に係る借用書の写しのほか、第3条第1号に該当することを証する書類</p> <p>(4)～(7) 略</p> <p>2 略</p> <p>（<u>公共職業安定所等</u>への求職申込み）</p> <p>第9条 市長は、申請者が<u>公共職業安定所等</u>への求職申込みを行っていないときは、当該申請者に対し、申込みを行うよう求めるものとする。ただし、当該申請者が生活保護を申請し、当該申請に係る処分が行われていない間については、この限りでない。</p> <p>（審査及び支給決定等）</p> <p>第10条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 市長は、決定通知書を交付する際、支援金の支給を決定した者（以下「<u>受給者</u>」という。）に対して、求職活動等状況報告書、<u>公共職業安定所等</u>における職業相談確認票及び新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支</p>	<p>(5) 次の求職活動等要件のいずれかに該当する者</p> <p>ア 公共職業安定所に求職の申込みをするとともに、常用就職を目指し、次に掲げる求職活動を行う者であること。</p> <p>(ア) 略</p> <p>(イ) <u>公共職業安定所</u>の職業相談等を、1月に2回以上受けること。</p> <p>(ウ) 略</p> <p>イ 略</p> <p>(6)及び(7) 略</p> <p>(8) 偽りその他不正な手段により再貸付の申請を行っていない者</p> <p>（申請及び支給の方式）</p> <p>第8条 申請者は、自立支援金申請書に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 再貸付に係る借用書の写しのほか、第3条第1号に該当することを証する書類</p> <p>(4)～(7) 略</p> <p>2 略</p> <p>（<u>公共職業安定所</u>への求職申込み）</p> <p>第9条 市長は、申請者が<u>公共職業安定所</u>への求職申込みを行っていないときは、当該申請者に対し、申込みを行うよう求めるものとする。ただし、当該申請者が生活保護を申請し、当該申請に係る処分が行われていない間については、この限りでない。</p> <p>（審査及び支給決定等）</p> <p>第10条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 市長は、決定通知書を交付する際、支援金の支給を決定した者（以下「<u>受給者</u>」という。）に対して、求職活動等状況報告書、<u>公共職業安定所</u>における職業相談確認票及び新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援</p>

改正後	改正前
<p>援金常用求職活動状況報告書を交付し、求職活動等の報告を求めるものとする。</p> <p>(支給の中止)</p> <p>第13条 市長は、次の各号に掲げる事由に該当する場合は、当該各号の定めのおり支援金の支給を中止するものとする。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p>(8) 受給者が、偽りその他不正な手段により再貸付又は初回貸付等の申請を行ったことが明らかになった場合 直ちに支給を中止する。</p> <p>(9) 略</p> <p>2 略</p> <p>(再支給)</p> <p><u>第14条 市長は、支援金の受給期間が終了した受給者から、第7条に規定する申請期限までに支援金の再支給の申請があったときは、第3条第2号から第8号までに掲げる要件を確認の上、当該要件を満たす者に対して、1回に限り、第5条第2項に規定する支給額及び第6条に規定する支給期間により、支援金の再支給をすることができる。ただし、受給者が、支援金の受給中において、前条第1項第1号、第3号から第5号まで、第8号及び第9号のいずれかに該当し、支給が中止となった場合又は正当な理由なく第3条第5号に規定する求職活動等に関する報告等を怠った場合は、支援金の再支給をしないものとする。</u></p> <p>(不当利得の返還)</p> <p>第15条 略</p> <p>(受給権の譲渡又は担保の禁止)</p> <p>第16条 略</p> <p>(関係機関との連携等)</p> <p>第17条 略</p> <p>(その他)</p> <p>第18条 略</p>	<p>金常用求職活動状況報告書を交付し、求職活動等の報告を求めるものとする。</p> <p>(支給の中止)</p> <p>第13条 市長は、次の各号に掲げる事由に該当する場合は、当該各号の定めのおり支援金の支給を中止するものとする。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p>(8) 受給者が、偽りその他不正な手段により再貸付の申請を行ったことが明らかになった場合 直ちに支給を中止する。</p> <p>(9) 略</p> <p>2 略</p> <p>(不当利得の返還)</p> <p>第14条 略</p> <p>(受給権の譲渡又は担保の禁止)</p> <p>第15条 略</p> <p>(関係機関との連携等)</p> <p>第16条 略</p> <p>(その他)</p> <p>第17条 略</p>

附 則

この告示は、令和4年1月1日から施行する。